

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第8号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年12月10日 07時45分ごろ	
発生場所	山口県周南市徳山下松港検疫錨地東方沖 <small>さしま</small> 蛇島島頂から真方位227° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 00. 1′ 東経131° 46. 3′）	
事故等調査の経過	平成23年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 かいりく2号、10.87トン 291-14546山口、宇部海陸交通株式会社 B 作業船 <small>えびす</small> 戒丸、4.90トン 291-29806山口、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	軽傷 1人（船長B）	
損傷	A 船首端に微凹損 B 右舷中央部のハンドレールを曲損、ブルワークに亀裂	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗船し、徳山下松港検疫錨地東方沖において、浚渫工事の警戒業務に必要なトランシーバーを手渡すため、B船に接近中、B船は、船長Bほか1人が乗船して漂泊中、平成22年12月10日07時45分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	本事故後、A船の主機を点検した結果、燃料噴射ポンプのプランジャーの動きが悪くなっていることが判明し、同ポンプを開放整備した。 A船は建造後約20年間、燃料噴射ポンプの保守整備を行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし A船は、徳山下松港検疫錨地東方沖において、漂泊していたB船に情力により接近中、行きあしを停止するため、クラッチを中立から後進に操作した際、主機が停止したことから、B船と衝突したものと考えられる。 A船は、主機の燃料噴射ポンプの保守整備を行っていなかったことから、プランジャーの動きが悪くなって停止したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が、徳山下松港検疫錨地東方沖において、漂泊していたB船に惰力により接近中、クラッチを中立から後進に操作した際、燃料噴射ポンプの保守整備を行っていなかったため、プランジャーの動きが悪くなって主機が停止し、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	---